

大分県報

平成二十八年
第二七七九号
五月十七日

（火曜日）

目次

告示

- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定……………一
- 指定居宅サービス事業、指定居宅介護支援事業及び指定介護予防サービス事業の廃止……………二
- 介護老人保健施設の開設許可……………四
- 大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………四
- 付保義務の発生……………五
- 日田市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………五
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………五
- 平成二十八年年度毒物劇物取扱者試験の実施……………六
- 開発行為の完了……………六

○告示

大分県告示第二百八十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文、第四十六条第一項及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。
平成二十八年五月十七日

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | | |
|------------|------------|--------|---------|---------|-------|
| 事業者の名称又は氏名 | 主たる事務所の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------|------------|--------|---------|---------|-------|

| | | | | | |
|------------|--------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------|----------|
| 社会福祉法人長陽会 | 佐伯市大字長良四九五四番地 | 介護付有料老人ホームうめの里 | 佐伯市宇目大字小野市井ノ上三七五四番一 | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 | 平二八・三・三〇 |
| 株式会社ありがとう | 白杵市野津町大字野津市一五〇番地の二 | 居宅介護支援センターつむぎ | 白杵市野津町大字野津市一五〇番地の二 | 居宅介護支援 | 平二八・二・八 |
| 株式会社えん | 津久見市徳浦本町二番一六号 | 居宅介護支援事業所えん | 津久見市津久見一四八七一一 | 〃 | 平二八・二・一五 |
| 医療法人武井医院 | 別府市幸町一一番二〇号 | ケアプランセンターたけい | 別府市幸町一一番二〇号 | 〃 | 平二八・四・一 |
| 有会社ケアー・ホープ | 東京都世田谷区砦一一一四一三 | ケア・ホープ豊岡 | 速見郡日出町字岡ノ辻三六一番一四 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平二八・三・一 |
| 医療法人玄々堂 | 宇佐市四日市一九一一 | 玄々堂高田病院 | 豊後高田市界三七八一 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 平二八・四・一 |
| 医療法人財団百善会 | 別府市千代町二番五号 | 通所リハビリテーションセンターむらほし | 別府市千代町二番五号 | 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション | 平二八・二・一 |
| 医療法人徳和会 | 宇佐市江須賀四〇四六一一 | デイサービス木もれ陽 | 宇佐市江須賀四〇四六一二 | 通所介護・介護予防通所介護 | 〃 |
| 社会福祉法人長陽会 | 佐伯市大字長良四九五四番地 | デイサービスセンターうめの里 | 佐伯市宇目大字小野市井ノ上三七五四番一 | 〃 | 平二八・三・三〇 |
| 社会医療法人小寺会 | 佐伯市常盤東町六番三〇号 | デイサービスセンターこでら | 佐伯市鶴見大字沖松浦五〇八番地二 | 通所介護 | 平二八・四・一 |

平成二十八年五月十七日

大分県報（告示）

| | | | | | | | | | | | |
|------------------|--------------------|-------------------------|--------------------|-----------------------------|----------|---|-----------------|--------------|----------------------------|-----------------------------|----------|
| 社会医療法人長門莫記念会 | 佐伯市鶴岡町一丁目一番五九号 | デイサービスセンターほんじょう | 佐伯市本匠大字堂ノ間二八三番地 | 〃 | 〃 | 有限会社飛来 | 竹田市大字飛田川二二四五番地 | 訪問介護事業所ひばり | 竹田市大字拜田原七二三一二 | 〃 | 平二八・四・一 |
| 合同会社心合の里 | 別府市大字鶴見四八番地の二一七五三 | デイサービスセンター心合の里 | 別府市大字鶴見四四番地の二九一 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平二八・一・一五 | 特定非営利活動法人太陽 | 宇佐市大字上高家一三四八番地 | 訪問看護ステーション宇佐 | 宇佐市四日市二〇一鶴岡コーポD号 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 〃 |
| 株式会社ありがとう | 白杵市野津町大字野津市一五〇番地の二 | デイサービス花の詩 | 白杵市野津町大字野津市一五〇番地の二 | 〃 | 平二八・二・八 | 一般社団法人青山医療福祉協会 | 別府市青山町二番四号 | 訪問看護白梅の花 | 別府市青山町八番六号 | 〃 | 平二八・三・一五 |
| 栄寿会合同会社 | 佐伯市弥生大字江良一四五一番地一 | デイサービス花の里 | 佐伯市弥生大字江良一四五一番地 | 〃 | 平二八・一・二四 | 有限会社ケアー・ホープ | 東京都世田谷区砦一―一四―三 | みんなの家 | 速見郡日出町字岡ノ辻三六一番一―四 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平二八・二・一 |
| 社会医療法人長門莫記念会 | 佐伯市鶴岡町一丁目一番五九号 | 長門デイサービスセンター | 佐伯市鶴岡町一丁目六番三号 | 通所介護 | 平二八・四・一 | 有限会社明友 | 玖珠郡九重町田四四〇番地 | 明友サービスセンター | 玖珠郡九重町菅原七三九番地二一 | 居宅介護支援 | 〃 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 東京都港区高輪三―二二―一 | 介護老人保健施設訪問リハビリテーションセンター | 佐伯市常盤西町一二番六号 | 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション | 〃 | 社会福祉法人寿永会 | 由布市庄内町柿原一五六九番地一 | 養護老人ホーム寿楽苑 | 由布市庄内町柿原一六〇二番地 | 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 | 平二八・四・一 |
| 社会福祉法人亀鶴会 | 別府市大字南立石二一七〇番地の一四 | ヘルパーステーション倍楽園 | 別府市大字南立石二一七〇番地の二二 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 〃 | 有限会社もみじの里 | 白杵市野津町吉田三二六六番地 | 早稲田イーライフ白杵 | 白杵市字州崎七二―二五四大分県白杵土木事務所別館二F | 通所介護・介護予防通所介護 | 平二七・一二・六 |
| 医療法人武井医院 | 別府市幸町一番二〇号 | ヘルパーステーションたけい | 別府市幸町一番二〇号 | 訪問介護 | 〃 | <p>大分県告示第二百八十九号 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項、第八十二条第二項及び第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があつた。 平成二十八年五月十七日</p> | | | | | |
| 医療法人徳和会 | 宇佐市江須賀四〇四六一―一 | ヘルパーステーションまごの手 | 宇佐市江須賀四〇四六一―一 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平二八・一・二二 | | | | | | |

大分県知事 広瀬 貞

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------|------------------------------|------------------|-----------------------|----------|---|---|---|---|---|
| 事業者の名称又は氏名 | 主たる事務所 の所在地 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 | 中津市大字永添二七四番地 | いずみの園 デイサービスセンター ふれあい館 | 中津市大字永添二七四番地 | 通所介護・介護 予防通所介護 | 平二八・三・三一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 医療法人大生会 | 杵築市大字大内字塩浜七六九五番一 | 衛藤外科 | 杵築市大字大内字塩浜七六九五番一 | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人豊肥福祉会 | 竹田市大字三宅字カインノ木一五五九番地 | 介護サービスセンターはびねす | 竹田市荻町高城一七三番地一 | 訪問介護・介護 予防訪問介護 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター | 別府市大字鶴見字中山田一〇二六番地の〇 | 居宅介護支援事業所みどり | 別府市明礬五組の二 | 居宅介護支援 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人正心会 | 佐伯市蒲江大字蒲江浦三九五 | 居宅介護支援センターやすらぎ | 佐伯市蒲江大字蒲江浦四四九一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人豊後大野市社会福祉協議会 | 豊後大野市三重町玉田一一二八番地 | ケアプランセンターみえ | 豊後大野市三重町玉田一一二八番地 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 宇佐参宮タクシー有限公司 | 豊後高田市新町九九四番地の〇 | ケアワークステーションさんぐう | 豊後高田市新町九九四番地の〇 | 訪問介護・介護 予防訪問介護 | 平二八・一・三一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 合資会社塩崎自転車商会 | 竹田市大字竹田町四六番地一 | 合資会社塩崎自転車商会 | 竹田市大字竹田町四六番地一 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 平二八・三・三一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人佐伯市社会福祉協議会 | 佐伯市向島一丁目一番三号 | 佐伯市協徳イサビースセンター「つるみ」 | 佐伯市鶴見大字沖松浦五〇八番地二 | 通所介護・介護 予防通所介護 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

平成二十八年五月十七日

大分県報(告示)

| | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-----------------------------------|---|--------------------------------|--|--------------------------------|-------------------------------|---|--------------------|
| 株式会社優 | 有限会社淡窓調剤薬局 | 特定非営利活動法人たんがく | 社会福祉法人紫雲会 | 株式会社優 | 社会福祉法人竹田市社会福祉協議会 | 一般社団法人ヘルパーズステーション天音 | 社会福祉法人日田市社会福祉協議会 | 社会医療法人長門莫記念会 | 特定非営利活動法人太陽 |
| 津久見市立花町三八二七番地一 | 日田市淡窓一丁目二番五二の一号 | 福岡県久留米市上津一丁目二二一〇 | 豊後大野市三重町本城二〇五〇 | 津久見市立花町三八二七番地一 | 竹田市大字会々一六五〇番地 | 別府市大字鶴見二六一五番地の三 | 日田市上城内町一番八号 | 佐伯市鶴岡町一丁目一番五九号 | 宇佐市大字上高家一三四八番地 |
| 優楽居宅介護支援事業所 | 有限会社淡窓調剤薬局南元町店 | 訪問看護ステーション宇佐 | ホームヘルプセンター三国 | ヘルパーステーション優楽 | ヘルパーステーション竹田 | ヘルパーステーション天音 | 日田市協同介護保険サービスセンター「ひた」 | 長門在宅リハビリテーションセンター | デイホーム向日葵 |
| 津久見市大字千怒一五三三番地 | 日田市南元町二番一〇号 | 宇佐市四日市二〇一鶴岡コーポD号 | 豊後大野市三重町本城二〇六〇 | 津久見市立花町五一八 | 竹田市大字玉来一二九番地二 | 別府市石垣東八丁目三番三〇二ビル一〇二号 | 日田市上城内町一番八号 | 佐伯市鶴岡町一丁目六番三〇三 | 宇佐市大字上高家一三四八番地 |
| 居宅介護支援 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 〃 | 訪問介護 | 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 介護予防通所介護 | 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション | 通所介護・介護予防通所介護 |
| 平二八・三・三一 | 平二七・一二・二〇 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 平二八・三・三一 | 平二八・四・一 | 平二八・三・三一 |
| <p>大分県告示第二百九十一号</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の</p> | | <p>開設者の名称又は氏名</p> <p>医療法人大会生会</p> | <p>主たる事務所の所在地</p> <p>杵築市大字大内字塩浜七六九五番一</p> | <p>施設の名称</p> <p>介護老人保健施設梅桃</p> | <p>施設の所在地</p> <p>杵築市大字大内字塩浜七六九六番地一</p> | <p>サービスの種類</p> <p>介護老人保健施設</p> | <p>開設許可年月日</p> <p>平二八・四・一</p> | <p>大分県告示第二百九十号</p> <p>介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。</p> <p>平成二十八年五月十七日</p> | <p>大分県知事 広瀬 勝貞</p> |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 紗流株式会社 | 吉賀攝 | 社会福祉法人福寿会 | 一般社団法人湯のまち | 社会福祉法人福寿会 | 吉賀循環器内科 | 別府市大字鉄輪一六三番地 | 日田市大字石井字池ノ瀬二七一番地の二 | 別府市大字南立石一〇七九番地の一三二 | 〃 |
| 別府市大字鶴見四四一七番地の一 | 別府市大字鉄輪一六三番地 | 日田市大字石井字池ノ瀬二七一番地の二 | 別府市大字南立石一〇七九番地の一三二 | 別府市大字鉄輪一六三番地 | 吉賀循環器内科 | 別府市大字鉄輪一六三番地 | 日田市大字庄手三四一―一 | 別府市大字南立石一〇七九番地の一三二 | 〃 |
| りんご福祉用具レンタル | 吉賀循環器内科 | ひのくまデザインサービスセンター | 湯のまちデザインサービスセンター | 別府市緑ヶ丘一組コーポ一葉 | 吉賀循環器内科 | 別府市大字鉄輪一六三番地 | 日田市大字庄手三四一―一 | 別府市大字南立石一〇七九番地の一三二 | 〃 |
| 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 | 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 | 通所介護 | 通所介護・介護予防通所介護 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 | 福祉用具貸与・介護予防福祉用具販売 | 通所介護 | 通所介護・介護予防通所介護 | 〃 |
| 平二八・三・三一 | 平二八・二・二九 | 平二七・六・一 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

とおり大分県母子・父子福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十八年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会

理事長 高 柳 美 子

二 委託期間

平成二十八年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

大分県告示第二百九十二号

豊後高田市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成二十八年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第二百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、日田市都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、日田市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

平成二十八年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

日田市都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

日田市都市計画道路中三・五・十九号銭測大宮線を次のとおり変更する。

位 置

平成二十八年五月十七日

名 称 起 点 終 点 変更の概要

三・五・十九号銭測大宮線 日田市大字高瀬字銭 日田市大字高瀬字手 一部区域の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 平成二十八年六月十四日 午後七時三十分から

四 開催場所 大分県日田総合庁舎 四階大会議室

四 閲覧期間

平成二十八年五月十七日から

平成二十八年五月三十一日まで

五 公述申出期限

平成二十八年五月三十一日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

日田市田島町二丁目六番一号 日田市土木建築部都市整備課

（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十八年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

佐伯市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐伯都市計画道路事業

三・五・十六号 野岡中芳島線

三 事業施行期間

変更前 平成二十二年五月十八日から平成二十九年三月三十一日まで

変更後 平成二十二年五月十八日から平成三十年三月三十一日まで

大分県報（告示）

- 四 事業地
- 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

○公 告

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、次のとおり毒物劇物取扱者試験を実施する。

平成二十八年五月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 試験の日時
平成二十八年八月九日（火曜日）午前十時から
- 二 試験の場所
大分市千代町三丁目三番八号
学校法人平松学園 大分短期大学
- 三 試験の種類
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 試験科目
 - 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同規則別表第二に掲げる劇物に限る。2において同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - 2 実地試験
- 五 提出書類

- 1 受験願書（大分県福祉保健部薬務室又は各保健所（保健部）に備え付けたもの）正副各一通
 - 2 履歴書（受験願書（正）の裏面に印刷のもの）一通
 - 3 戸籍抄本 一通
 - 4 写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面、上半身及び脱帽の縦四センチメートル、横三・五センチメートルのもので裏面に氏名及び生年月日を記入したもの）一枚
- 六 書類の提出先
- 1 県内居住者（郵便による申込みを受け付けない。）
住居、勤務地等を所管する保健所（保健部）
 - 2 県外居住者（郵便による申込みを受け付ける。）
大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号 八七〇―八五〇一）
大分県福祉保健部薬務室
- 七 受付期間及び受付時間
- 1 受付期間
平成二十八年六月十三日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）。ただし、郵便による申込みは、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。
 - 2 受付時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 八 受験手数料
一万五百円（受験願書提出の際納入すること。）
- 九 その他
- 1 その他詳細については、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。
 - 2 受験願書を郵便で請求する場合は、郵便番号及び宛先を明記し百二十円切手を同封すること。
 - 3 応用化学に関する学課修了者については、既に資格取得要件を満たしている場合があるので、最寄りの保健所（保健部）又は大分県福祉保健部薬務室に問い合わせること。
- ~~~~~
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年五月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市湯布院町川上字丸尾四百六十番一ほか六筆

二 開発区域の面積

一三、八五五・九二平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市湯布院町川上三百二番七

有限会社 金山道

代表取締役 帆 足 俊 介

四 完了検査年月日

平成二十八年四月十五日

平成二十八年五月十七日

大分県報（公告）

七